

昭和シェル石油(株) EV充電サービス会員規約

第1章 総則

第1条(規約の適用)

昭和シェル石油株式会社(以下「当社」という)は、この規約の定めるところにより、当社が実施する電気自動車(以下「EV」という)向け充電サービス(以下「本サービス」)に入会している会員(以下「会員」という)に対して、当社が指定する充電サービス拠点(以下「充電拠点」)にて、会員が、本サービスが実証実験であることを了承したうえで登録した本サービスを会員に提供し、会員はこれを利用するものとします。なお、この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、この規約の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合、この規約と当該特約との間に相違がある場合には、当該特約がこの規約に優先して適用されるものとします。

3. この規約は、会員及び第2条第3項に定める登録運転者に適用されるものとします。なお、会員は、第2条第3項に定める登録運転者によるこの規約の違反について登録運転者と連帯して責任を負うものとします。

第2章 入会手続き等

第2条(会員契約の締結等)

本サービスへの入会を希望する法人または個人(以下「申込者」という)は、当社に対して、当社指定の申込書を提出することにより会員契約の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みに対して、当社は所定の審査を行い、承認した場合に、申込者に対して第15条に定めるICカード(以下「ICカード」という)を貸与するものとします。このICカードが申込者に到達したとき、または当社から会員契約成立の通知が電子メール等で申込者になされたときに、当社と申込者との間で会員契約が成立するものとします(以下、法人の会員を「法人会員」、個人の会員を「個人会員」という)。

3. 本サービスを利用することができる者は、法人会員の役員もしくは従業員、または個人会員もしくはその同居の親族のうち、次項に定める当社所定の手続により、法人会員または個人会員が当社に対して届け出ることにより、登録した者(以下「登録運転者」という)と登録した電気自動車(以下「登録車両」)に限ります。

4. 申込者または会員は、前項の登録運転者と登録車両の登録を、第1項の申込書または当社所定の登録申込書(以下併せて「申込書等」という)に記載して当社に届け出ることにより行うものとし、当社が所定の審査を行い、承認した場合、ICカードを当該届け出を行った申込者または会員に対して貸与します。

第3条(入会金等)

会員は、前条第2項に基づき会員契約が成立したときは、当社に対して、当社所定の料金表(以下「料金表」という)に基づき、入会金、ICカード発行手数料、および会員契約締結日の属する月の月額基本料(以下併せて「初期費用」という)を、申込書等において会員が申し出たクレジットカード会社(以下「決済カード会社」という)のクレジットカードにより、当社に対して支払うものとします。

第4条(月額基本料)

会員は、会員契約締結日の属する月の翌月以降は、料金表に定める月額基本料を、第15条の定めに従い当社に対して支払うものとします。

第5条(申込の締切)

当社は、会員数が十分な人数に達したと判断した場合には、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

第6条(申込内容の変更等)

申込書等に記載された内容に変更が生じ、またそのおそれが生じたときは、会員は、その旨を直ちに当社に連絡し、当社の承認を得るものとします。

2. 会員は、登録運転者、登録車両の変更が生じる場合には、その旨を直ちに当社に連絡し、変更手続について当社の指示に従うものとします。

第7条(会員契約の解除)

当社は、会員または登録運転者が次の各号の一にでも該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を解除することができるものとします。なお、

(1) この、会員契約に違反したとき。

(2) 第6条各号に違反したとき。

(3) 前二号のほか、第7条第1項の申込内容変更その他の事由により本サービスの提供に支障があると当社が判断したとき。

(4) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードの利用が停止させられたとき。

(5) 会員に対する破産の申立があったとき、または、会員が支払停止状態になったとき。

(6) 月額基本料、充電料金等その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。

2. 前項の場合、会員は期限の利益を喪失し、会員契約終了月に係る月額基本料も含め当該時点で発生している月額基本料および充電料金等その他当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。

第8(不可抗力事由による契約の中途解約)

天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部または一部が使用不能となり、これにより本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合には、会員契約は終了するものとします。この場合、会員は、これにより生じた損害について当社に対してその賠償を請求することができないものとします。

2. 前項の場合、会員は、会員契約終了月に係る月額基本料を当社に対して支払うことを要しないものとします。

第9条(免責事項)

当社は、次の各号の一にでも該当したときは、そのために生じた会員の損害について一切の責任を負いません。

(1) 充電器のメンテナンス、及び充電器に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき。

(2) 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき。

(3) 充電拠点の事情により、本サービスの利用ができないとき。

(4) その他天災地変による当社の責によらない事由により、本サービスを利用できないとき。

第10条(中途解約手続)

当社は、本サービスの不具合、運営上の都合その他当社の都合により、会員契約を解約することができるものとします。ただし、この場合、その旨を会員に速やかに通知するものとし、当該通知の会員への到達をもって解約が成立したものとします。なお、この場合、会員は、会員契約終了月に係る月額基本料を当社に対して支払うことを要しないものとします。

2. 会員は、当社の同意を得て会員契約を解約することができるものとします。会員が会員契約を解約する場合には、事前に当社へ届け出るとともに、会員および登録運転者に貸与されたICカードを当社へ返却するものとし、届出及びICカードの当社への到達をもって解約が成立したものとします。この場合、会員は、会員契約終了月に係る月額基本料も含め当該時点までに発生している月額基本料の全額を当社に対して支払うものとします。

第3章 本サービスの利用

第11条(本サービスの利用)

会員または登録運転者が、充電拠点 での本サービスを利用する場合、その店舗のルールに従うものとします。

2. 充電サービスの利用中については、原則利用者は充電拠点の敷地内にて待つこととします。やむを得ず外出を希望する場合には、ご利用充電拠点のスタッフへ事前の了解を得ることとします。

第12条(本サービスの利用に起因する電気自動車の性能への影響)

会員および登録運転者は、急速充電を繰り返すことによる電気自動車の蓄電池への悪影響の可能性を理解したうえで本サービスを利用し、本サービスの利用に起因する電気自動車の性能への影響に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意します。

第13条(充電料金等)

会員は、当社が料金表に定める充電料金およびその消費税額、地方消費税額(以下「充電料金等」という)を当社に対して支払うものとします。

第14条(充電料金改定に伴う処置)

前条の充電料金を入会後に改定したときは、改定後の料金表が適用されるものとします。

第15条(支払)

会員は、第4条の月額基本料および前条の充電料金等を決済カード会社のクレジットカードにより、当社に対して支払うものとします。

2. 当社は、毎月末日をもって当該月に発生した月額基本料および貸渡料金等の額を締め、これを集計します。

3. 当社は、前項に基づき算出された金額を会員の決済カード会社に請求するものとします。

4. 会員は各自の決済カード会社が別途定める支払条件に従い、第2項の金額を支払うものとします。

5. 決済カード会社の規定その他の事由により、当社が、前項の月額基本料および貸渡料金について決済カード会社から支払いを受けられない場合、会員は、月額基本料および充電料金を、当社が定める手段により当社に支払うものとします。

第4章 ICカード

第16条(ICカード)

当社は、会員に対して、本サービスを提供するために必要な当社所定のICカードを貸与するものとします。

2. 会員および登録運転者は、当社から貸与を受けたICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。

3. 会員および登録運転者は、ICカードを発行された個人でのみ使用するものとし、その他の者に使用させてはならないものとします。

4. 会員および登録運転者は、理由のいかんを問わず会員契約が終了したとき、本サービスが終了もしくは中止されたとき、または当社が求めたときはいつでも、当社から貸与を受けたICカードを直ちに当社に返却するものとします。

第17条(紛失・盗難等)

ICカードの紛失、盗難、滅失または破損の場合、会員および登録運転者は、速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。

2. 前項の場合、その紛失等が会員および登録運転者の責めに帰すべき事由によるか否かにかかわらず、会員は、ICカードの再交付または修理の実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。

第5章 賠償及び補償

第18条(賠償及び営業補償)

会員または登録運転者は、会員または登録運転者による本サービスの利用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6章 雑則

第19条(ご利用の手引き等)

会員および登録運転者は、当社が配布、またはホームページ上の「ご利用の手引き」等の内容を熟知し、同意の上で、本サービスの利用をおこなうものとします。

第20条(消費税)

会員は、この会員契約に基づく金銭債務に課せられる消費税(地方消費税を含む。)を別途当社に対して支払うものとします。

第21条(遅延損害金)

会員は、この会員契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年率14.6%の割合(1年を365日とする日割計算による)による遅延損害金を支払うものとします。

第22条(管轄裁判所)

この会員契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

第23条(個人情報利用の同意)

会員および登録運転者は、当社が下記の目的で会員及び登録運転者の個人情報を利用することを同意するものとします。

- (1) 本サービス事業の許可を受けた事業者としての義務を履行すること。
- (2) 会員契約の締結にあたり、会員および/または登録運転者の本人確認および審査を行うこと。
- (3) 当社において取り扱う商品・サービス等あるいは、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付・電子メールの送付等により会員および登録運転者に案内すること。
- (4) 商品開発、顧客満足度向上策等の情報収集のため、会員および登録運転者にアンケート調査を実施する等のマーケティング分析に利用すること。
- (5) 当社において経営上必要な各種の管理を行うこと。

2. 会員および登録運転者は、当社が以下各号の提携先に、会員および登録運転者の個人情報を下記記載の目的で提供することに予め同意いたします。

(1) 当社と情報提供契約を結んだシステム会社

提供目的: 本サービスにおけるITシステムの運用・管理を委託するため。

(2) 各会員の決済カード会社

提供目的: 当社が、当社と決済カード会社との加盟店契約に基づき、会員に利用代金の請求を行うため。

附則

本約款は、平成24年1月26日から施行します。